

## 賛助会員規程

### (目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人喫煙科学研究財団(以下「財団」という。)の定款第46条に基づき、賛助会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (入 会)

第2条 財団は、定款第3条に定める事業の目的に賛同し、「賛助会員入会申込書」を提出した者を賛助会員とすることができる。

### (会 費)

第3条 賛助会員は、次に定める会費を毎年度納入しなければならない。

(1) 法人会員の場合 100,000 円 (1口)

(2) 個人会員の場合 10,000 円 (1口)

2 賛助会員が退会したときは、すでに納入した会費は返納しないものとする。

### (特 典)

第4条 賛助会員は、次の特典を受けるものとする。

(1) 財団が行う公益事業により得られる成果の報告

(2) 財団が発行する機関誌等の配布

(3) その他、財団が主催するセミナー、講演会への参加

### (退 会)

第5条 賛助会員が退会するときは、財団に退会届を提出するものとする。

### (その他)

第6条 この規定に定めるもののほか、賛助会員に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

1 この規定は、財団が公益財団法人への移行の登記をした日から施行する。